

平塚市附属機関設置条例（平成25年条例第2号） 抄

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定による附属機関の設置については、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 執行機関及び公営企業管理者の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、前条に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

一部省略

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の平塚市附属機関設置条例第2条の規定により設置された平塚市成年後見利用支援センター運営協議会（以下「旧協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）にこの条例による改正後の平塚市附属機関設置条例第2条の規定に基づいて設置される平塚市成年後見制度利用促進協議会の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされた者の任期は、施行日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関及び公営企業管理者	附属機関	担当する事務	委員の定数
	平塚市成年後見制度利用促進協議会	成年後見制度の利用の促進等に関する必要な事項について調査審議すること。	9人以内

平塚市成年後見制度利用促進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市附属機関設置条例（平成25年条例第2号）第3条の規定に基づき、平塚市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する基本的事項
- (2) 平塚市成年後見利用支援センターが実施する事業の監督に関する事項
- (3) その他成年後見制度の利用の促進等に関する事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 成年後見制度に関し専門的知識を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 協議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部福祉総務課で処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に平塚市成年後見利用支援センター運営協議会の委員である者（この規則による改正前の平塚市成年後見利用支援センター運営協議会規則第3条第1項第4号に掲げる者を除く。）は、施行日に平塚市成年後見制度利用促進協議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされた者の任期は、施行日における平塚市成年後見利用支援センター運営協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

平塚市成年後見利用支援センター設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、成年後見利用支援センター（以下「センター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
平塚市成年後見利用支援センター	平塚市立野町31番20号

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 成年後見制度に係る相談に関する事業
- (2) 市民後見人の養成及び活動の支援に関する事業
- (3) 成年後見制度に係る地域における連携体制の構築に関する事業
- (4) 成年後見制度に係る普及啓発に関する事業
- (5) その他センターの事業の実施に関し必要な事業
- (6) 前各号に掲げる事業の企画調整に関する事。

(休業日)

第4条 センターの休業日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これらの日に開業し、又は別に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(開業時間)

第5条 センターの開業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開業時間を変更することができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターの設置に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成26年9月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

平塚市成年後見制度利用促進協議会次第

日 時 令和2年9月14日(月)

14:00~15:30

場 所 平塚市役所本館 5階 519会議室

1 福祉部長挨拶

2 議題

(1) 成年後見制度利用促進に関する平塚市の取組について

ア 平塚市成年後見利用支援センター事業について

イ 市長申立て、報酬助成について

(2) 中核機関、地域連携ネットワークの在り方について

(3) その他

平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第8期])について

以 上

令和2年度 第1回平塚市成年後見制度利用促進協議会委員名簿

<委員>

所 属	職名	氏 名
神奈川県弁護士会	弁 護 士	町川 智康
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート神奈川支部	司法書士	浅沼 賢史
公益社団法人 神奈川県社会福祉士会	社会福祉士	田中 晃
一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター	行政書士	鳥塚 邦明
東京地方税理士会 成年後見支援センター	税 理 士	村田 一秀
学校法人東海大学 健康学部健康マネジメント学科	准教授	菅野 和恵
特定非営利活動法人 NPO成年後見湘南	副代表理事	菊地 洋一
地域包括支援センターあさひきた	社会福祉士	栗田 政宏
平塚市障がい者団体連合会	理 事	長橋 尚子

順不同・敬称略

<事務局>

平塚市福祉部	部 長	岩崎 和子
平塚市福祉部福祉総務課	課 長	小菅 正人
平塚市福祉部福祉総務課	課長代理	山崎 淳司
平塚市福祉部福祉総務課	主 査	木村 孝子
平塚市福祉部福祉総務課	主 事 補	神戸 琴心

平塚市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	高橋 勇二
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	次長兼課長	露木 昭彦
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	副センター長	中田 栄二
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	主任専門員	田中 直樹
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	相談員	馬場 ひとみ

平塚市福祉部高齢福祉課	課長代理	岩本 英裕
平塚市福祉部高齢福祉課	担当長	大川 智裕
平塚市福祉部高齢福祉課	主査	渡邊 真理子
平塚市福祉部障がい福祉課	課長代理	村田 真一
平塚市福祉部生活福祉課	課長代理	白井 純人

平塚市成年後見利用支援センター 令和元年度 相談件数等及び会議開催状況

			期間別内訳							合計			相談 経路別 内訳 (実件数)	参考:前年度(30年度)							
			4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	小計 (1~3月)	合計 (初回・ 継続別)	相談 区分 別計	一日当 たり平 均件数		4~6月	7~9月	10~ 12月	1~3月	合計(初 回・継続 別)	相談 区分 別計	一日当 たり平 均件数	
			開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数				のべ開所日 数252日	開所日数	開所日数	開所日数				開所日数
			61.5	64	63.5	19.5	19	21.5	60	249				414	1.66	109	46				47
相 談	電 話	初回	46	47	35	11	15	19	45	173	414	1.66	A)保健福 祉機関・施 設等からの 相談	109	46	47	50	51	194	451	1.79
		継続	60	58	81	15	8	19	42	241				257							
	来 所	初回	8	15	20	4	5	3	12	55	164	0.66	B)親族・知 人等からの 相談	113	4	11	10	14	39	141	0.56
		継続	29	47	9	5	13	6	24	109				102							
備考			4/6, 6/1 土曜開所 5/11土曜 午前開所	7/13, 9/14 土曜午前 8/3土曜開 所	11/9 土曜午前 10/5; 12/7 土曜開所	1/11 土曜 午前 開所	2/1 土曜 開所	3/14 土曜 午前 開所		4/23, 5/23, 6/18・26, 7/18, 8/20・22, 9/19・20,10/15, 11/20・21, 12/17, 1/16・ 17・28,2/18・27, 3/19・30専門相談		4/7, 6/2 土曜開所 5/12土曜 午前開所	7/14, 9/8 土曜午前 8/4土曜 開所	10/6, 12/1土曜 開所 11/10土曜 午前開所	1/12,3/9 土曜午前 開所 2/2土曜 開所	4/19, 5/17, 6/19, 7/12・19, 8/21・23, 9/20, 10/24, 11/15, 12/18, 1/17AM・PM, 2/18(出 張)・19・21, 3/14AM・PM(出 張)・18・27(出張)・28専門相談					
会 議 開 催 状 況			成年後見支援ネットワーク連絡会							受任調整・企画運営会議											
			日時	令和元年6月26日(水曜) 10:30~12:00				令和2年2月25日(火曜) 10:30~12:00【書面開催】			日時	平成31年4月16日(火曜), 令和元年6月18日 (火曜), 8月20日(火曜), 10月15日(火曜), 12 月25日(水曜), 令和2年2月18日(火曜)									
			場所	平塚市保健センター 2階 講堂							場所	平塚栗原ホーム 3階 小会議室									
			参加者	専門職団体 5, 包括 13, 相談支援事業所 2, 福祉関係団体等 5, 福祉施設等 1, 医療機関 3, 金融機関 1, 行政(市担当課を含 む) 5, オブザーバー(法テラス) 1 計 36団体・機関等 39名 事務局:成年後見利用支援センター 4名				専門職団体 5, 包括 13, 相談支援事業所 2, 福祉関 係団体等 5, 医療機関 5, 警察1, 行政(市担当課を含 む) 5, オブザーバー(市民後見人、横浜家庭裁判所、 厚木市社協)3 計 39団体・機関等 43名 事務局:成年後見利用支援センター 5名			出席者	大森淳・センター長(弁護士) 出縄守英・(社福)進和学園理事長 鈴木真理子・社会福祉士 計 3名									
内容	・ 平塚市成年後見利用支援センターの事業 概要 ・ 参加団体・機関等における「成年後見及び 権利擁護に関する取組状況」 ・ 法テラスの業務案内及び利用方法等(法テ ラス小田原)				・ 平塚市成年後見利用支援センターの事業概要 ・ 参加団体・機関等における「成年後見及び権利擁 護に関する取組状況」 ・ 平塚市における市民後見活動について(横浜家 庭裁判所小田原支部、市民後見人)			内容	・ 平塚市成年後見利用支援センターの運営 状況 ・ 検討課題												

令和元年度 平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況

番号	日時 会場	主催団体等名称	内容等	対象	参加者数 (単位:人)	備考
1	6月3日(月) 10時~11時 横内団地集会所	平塚市高齢者よろず相談センターサンレジデンス湘南	出張講座	市民	13	
2	6月7日(金) 15時~16時 うんどろ・デイ・まつがおか	平塚市高齢者よろず相談センターまつがおか	出張講座	民生児童委員	15	
3	6月26日(水) 14時~16時 平塚市保健センター	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護講演会「ご本人による財産管理が難しくなったとき、考えること」	保健福祉関係者	59	高齢福祉課委託事業
4	7月10日(水) 16時~17時 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	職員研修「権利擁護研修」	保健福祉関係者	18	
5	7月18日(木) 9時30分~11時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	(権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座)公開講座	保健福祉関係者	7	聴講者数
6	7月18日(木) 12時20分~14時50分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	(権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座)公開講座	保健福祉関係者	7	聴講者数
7	7月19日(金) 13時30分~15時30分 平塚栗原ホーム	四之宮地区民生委員児童委員協議会	視察研修	民生児童委員	14	
8	8月8日(木) 14時~15時30分 サンレジデンス湘南	平塚市高齢者よろず相談センター倉田会	出張講座	ケアマネジャー	20	
9	9月20日(金) 14時15分~16時15分 平塚市役所	平塚市成年後見利用支援センター	設置5周年記念講演会「権利擁護・地域共生の実現を目指して~成年後見制度利用促進の活用をつうじて~」	保健福祉関係者	54	
10	10月28日(月) 13時00分~14時30分 平塚市役所	平塚市福祉部	保健福祉研修「成年後見制度について」	職員	11	
11	11月20日(水) 10時00分~12時00分 サンレジデンス湘南	地域包括支援センター地域支援担当者連絡会	出張講座	地域包括支援センター職員	17	
12	11月22日(金) 14時~16時 崇善公民館	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護講演会「自分で決める 自分の将来~任意後見制度を中心に~」	市民	36	高齢福祉課委託事業
13	12月7日(土) 13時30分~15時30分 松原公民館	松原地区社会福祉協議会	理事研修会	市民	32	
14	12月27日(金) 13時30分~15時 平塚栗原ホーム	平塚市高齢者よろず相談センターゆりのき	出張講座	市民	5	
15	1月21日(火) 13時30分~14時30分 平塚特別養護老人ホーム	平塚市高齢者よろず相談センターごてん	出張講座	市民、民生児童委員、ケアマネジャー	28	
16	1月22日(水) 16時40分~18時10分 東海大学伊勢原キャンパス	東海大学、平塚市、平塚市成年後見利用支援センター	大学連携講座	東海大学学生、市民、保健福祉関係者	15	
17	2月17日(月) 10時30分~12時30分 済生会湘南平塚病院	平塚市成年後見利用支援センター	設置5周年記念講演会&ミニシンポジウム「障害者権利条約と成年後見制度」	市民	51	
18	2月25日(火) 14時~16時 平塚市保健センター	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座(市長申立、法人後見、市民後見)	保健福祉関係者		中止
19	3月12日(木) 10時~12時 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	市民後見人養成講座フォローアップ研修「改正民法について」	市民後見人、後見サポーター及び従事者		延期

令和元年度 平塚市権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座（実践研修） 開講実績

日程	時刻	タイトル	必修・ 選択の 別	時間	講師	内 容	公開 の有 無
第1日 6月11日 (火)	9:15~ 9:25	開講式					
	9:30~ 11:30	権利擁護（市民後見） 概論②	必	120	後見C職員 及び市民後 見人	・平塚市における権利擁護（市民後見）について ・市民後見人・後見サポーターによる実践活動紹介 ・市民による権利擁護（市民後見）活動に対するサ ポート体制	公 開
	11:40~ 12:10	体験実習の留意点①	必	30	後見C職員	・体験実習の概要 ・実習上の留意点（守秘義務等）	
	13:00~ 15:00	対人援助の基礎	必	120	岩崎雅美 准教授	・自己覚知 ・傾聴と共感 ・対人援助のコミュニケーション技術	
	15:10~ 16:40	権利擁護（後見）活動 の実際－（1）	必	90	あんしんC/後 見C職員	・社会福祉協議会の法人後見事業（講義形式）	公 開
第2日 6月24日 (月)	9:30~ 11:30	体験実習の留意点②	必	120	橋本正行 所長	・実習施設の概要 ・施設の役割と機能	
	12:30~ 14:00	権利擁護（成年後見） の実務②（1）	選	90	野広司 弁護士	・選任後の財産調査	公 開
	14:10~ 16:10	社会資源②	選	120	社協地域福 祉推進課 職員	・フォーマルな社会資源以外のインフォーマルな社会資 源について	
第3日 7月18日 (木)	9:30~ 11:30	権利擁護（成年後見） の実務②（2）	選	120	小野田潤 社会福祉士	・後見計画・収支予定の作成	公 開
	12:20~ 14:50	権利擁護（成年後見） の実務②（3）	選	150	浅沼賢史 司法書士	・報告書の作成 ・後見報酬付与申立（報酬助成に関する内容を含む）	公 開
	15:00~ 16:30	権利擁護（後見）活動 の実際－（2）	必	90	あんしんC/後 見C職員	・社会福祉協議会の法人後見事業（演習形式）	
	16:30~ 17:00	体験実習の留意点③ ／確認テスト	必	30	後見C職員	・体験実習の留意点／確認テスト	
第4日 7月29日 8月6、13日	午後	体験実習①	必	180	（後見C職 員同行）	・市内高齢者福祉施設、グループホームで体験実習	
	午前	体験実習②	必	180	（後見C職 員同行）	・市内障がい者福祉施設で体験実習	
第5日 9月9日 (月)	10:00~ 12:00	課題演習（事例演習） ①	必	120	大森淳 弁護士	・演習（グループワーク）形式による、実際の後見業 務の事例検討	
	12:50~ 14:50	課題演習（事例演習） ②	必	120	鈴木真理子 社会福祉士	・演習（グループワーク）形式による、実際の後見業 務の事例検討	
	15:00~ 17:00	課題演習（事例演習） ③	必	120	田中晃 社会福祉士	・演習（グループワーク）形式による、実際の後見業 務の事例検討	
9月20日 (金)	14:15~ 16:15	地域共生社会の理念	必	90	星野美子 社会福祉士	権利擁護・地域共生の実現を目指して ～成年後見制度利用促進の活用をつうじて～	公 開
11月18日 (月)	10:00~ 11:30	修了試験（効果測定）	必	90	後見C職員		
令和2年 1月29日 (水)	10:00~ 12:00	家庭裁判所見学 （横浜家裁小田原支 部）	必	180	（後見C職 員同行）	・家庭裁判所の機能と役割 ・地域における成年後見制度利用の実際	

令和2年度 平塚市成年後見利用支援センター事業計画

	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
センター運営全般	土曜開所 偶数月の第一土曜日(4/4, 6/6, 8/1, 10/3, 12/5, 2/6)の午前・午後 奇数月の第三土曜日(5/16, 7/18, 9/5, 11/21, 1/16, 3/6)の午前			
	中核機関設置に向けた検討(チーム支援の試行・検証を含む)		次年度の事業の検討・調整、次年度以降に向けた準備	
	研修会・出張講座の開催(保健福祉関係者向け研修会、地域・企業等での出張講座。月1~2回開催。障がい分野及び任意後見に関する研修・講座開催の充実強化) 高齢者権利擁護講演会の開催			
	受任調整・企画運営会議の開催(偶数月に年6回開催。)			
	成年後見支援ネットワーク連絡会の開催(第1回・6月頃)		第三者後見人研修交流会開催	成年後見支援ネットワーク連絡会の開催(第2回・3月頃)
	「平塚市応急事務管理事業」の受託(全体会議:年1回, 個別ケース会議:随時)			
	相談	専門相談(概ね月2回)		
(再掲)土曜開所 偶数月の第一土曜日(4/4, 6/6, 8/1, 10/3, 12/5, 2/6)の午前・午後 奇数月の第三土曜日(5/16, 7/18, 9/5, 11/21, 1/16, 3/6)の午前				
市民後見人養成・支援	個人受任した市民後見人の活動支援			
	後見サポーター全体会への参加(原則、偶数月土曜開所日と同日(4/4, 6/6, 7月下旬, 10/3, 12/5, 2/6)一部調整中) 第一期~第六期後見サポーターの活動支援			
	市民後見人・後見サポーターフォローアップ研修(第1回)		市民後見人・後見サポーターフォローアップ研修(第2回)	
	後見サポーターの受任支援			
	基礎研修(説明会)開催(7・8月・予定)		基礎研修 開催(9~12月・予定)	

平塚市成年後見利用支援センター 令和2年度 相談件数等及び会議開催状況 (8/31時点)

			期間別内訳							合計		相談 経路別 内訳 (実件数)	参考:前年度(31年度)									
			4月	5月	6月	小計 (4~6月)	7月	8月	小計 (7~8月)	合計 (初回・ 継続別)	相談 区別計		一日当 たり平 均件数	4~6月	7~9月	10~ 12月	1~3月	合計(初 回・継続 別)	相談 区別計	一日当 たり平 均件数		
			開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	のべ開所日 数107日				開所日数	開所日数	開所日数	開所日数				開所日数	開所日数
			22	18.5	23	63.5	21.5	21	42.5	106				142	1.34	61.5	64				63.5	60
相 談	電 話	初回	12	7	17	36	27	14	41	77	39	A)保健福 祉機関・施 設等からの 相談	46	47	35	45	173	164	0.66			
		継続	6	7	14	27	22	16	38	65			60	58	81	42				241		
	来 所	初回	2	1	0	3	4	1	5	8	36	B)親族・知 人等からの 相談	8	15	20	12	55	164	0.66			
		継続	6	1	8	15	5	8	13	28			29	47	9	24				109		
備考			4/4 土曜開所	5/16 土曜午前 開所	6/6 土曜開所		7/18 土曜午前 開所	8/1 土曜開所		4/21, 5/21, 6/16, 7/16, 8/18専門相談		4/6, 6/1 土曜開所 5/11土曜 午前開所	7/13, 9/14 土曜午前 8/3土曜 開所	10/5, 12/7 土曜開所 11/9土曜 午前開所	1/11,3/1 4土曜午 前開所 2/1土曜 開所	4/23, 5/23, 6/18-26, 7/18, 8/20-22, 9/19-20, 10/15, 11/20-21, 12/17, 1/16-17- 28, 2/18-27, 3/19-30専門相 談						
会 議 開 催 状 況			成年後見支援ネットワーク連絡会								受任調整・企画運営会議											
			日時	令和2年8月14日付文書にて「書面開催」																		
			場所																			
			参加者	専門職団体, 包括, 相談支援事業所, 福祉関係団体, 福祉施設, 医療機関, 金融機 関, 行政(市担当課を含む)等																		
			内容	<ul style="list-style-type: none"> 平塚市成年後見利用支援センターの事業概要 参加団体・機関等における「成年後見及び権利擁護に関する取組状況」 								<ul style="list-style-type: none"> 平塚市成年後見利用支援センターの運営 状況 検討課題 										

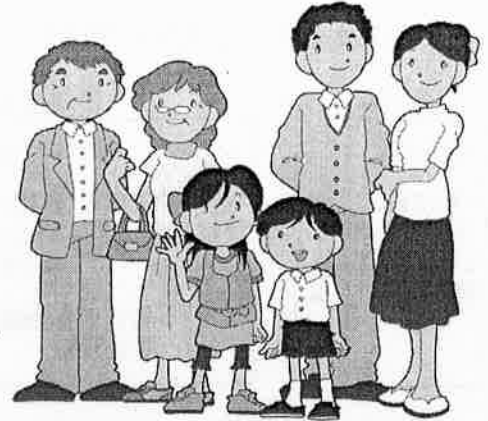
平塚市における市民後見人養成の状況(令和2年7月31日現在)

年次	第一期 (H24年度～)	第二期 (H25年度～)	第三期 (H26年度～)	第四期 (H27年度～)	第五期 (H29年度～)	第六期(H30年度～) 権利擁護人材育成講座として開催			
1 基礎 研修	(1) 応募資格	平塚市に在住で、基礎研修受講年度の3月31日現在で満25歳以上の方(年齢上限無し)					市内在住・在勤・在学の18歳以上の方		
	(2) 定員	25名		15名			定員なし		
	(3) 会場	説明会日程	12月15日(土)午後 12月18日(火)夜	11月5日(火)夜 11月11日(月)午後	11月12日(水)夜 11月15日(土)午後	11月4日(水)夜 11月10日(火)午後	5月13日(土)午前 5月17日(水)午後	8月4日(土)午後 8月27日(月)午後	
		説明会に出席していることが、養成講座の応募要件。 ※第二期については、同時期に開催している県央(海老名及び綾瀬)における説明会の出席も可。	県平塚保健福祉事務所					県平塚合同庁舎	平塚市役所
	広報	市広報11月16日号	市広報10月18日号	市広報10月17日号	市広報10月2日号	市広報4月7日号	市広報6月15日号		
	参加者数	36名	20名	31名	7名	9名	40名		
	(4) 申込/受講決定	14名/14名	14名/14名	15/15名	6名/6名	4名/4名	14名/14名		
	(5) 研修日程	全4日間の日程を、2月2日、9日、16日、23日の土曜日に開催。	全4日間の日程を、1月・2月の平日に開催。 第1日～第3日は、一日単位で、他の地域の講座を振り替え受講可。 ※半日単位等、日を分割した受講不可。第4日は、「事例検討」実施のため、平塚市で受講しなければならない(他地域講座を振り替え受講不可)。	全4日間の日程を、1月・2月の土曜日に開催。	全4日間の日程を、1月18日(月)、26日(火)、2月9日(火)、23日(火)の平日に開催。	全4日間の日程を、7月25日(火)、8月2日(水)、24日(木)、31日(木)の平日に開催。	全4日間の日程を、10月6日(土)、26日(金)、11月10日(土)、28日(水曜)に開催。 必修科目を含め、75%以上(受講時間数)の出席により修了認定。また、指定する関連講座等(県社協の基礎研修を含む)の受講を振替受講と認めた。		
		会場	平塚保健福祉事務所	平塚栗原ホーム			第1・2日:神奈川県社会福祉会館、第3・4日:平塚市役所	第1・3日:平塚栗原ホーム、第2・4日:平塚市役所	
	(6) 修了判定	11名修了認定 3名不認定	13名修了認定 1名不認定	14名修了認定 1名不認定	6名全員修了認定	4名全員修了認定	12名修了認定 2名不認定		
2 実践 研修	(1) 申込/受講決定	10名/10名	13名/13名	13名/13名	6名/6名	4名/4名	4名/4名		
	(2) 研修日程	10月3日(木曜)～12月19日(木曜)までの7日間	10月7日(火曜)～12月11日(木曜)までの8日間	7月16日(木曜)～11月5日(木曜)までの9日間	7月19日(火曜)～11月2日(水曜)までの9日間	9月27日(水曜)～12月7日(木曜)までの9日間	6月11日(火曜)～1月29日(水曜)までの6日間		
		会場	平塚栗原ホーム、横浜家庭裁判所、かながわ県民センター	平塚栗原ホーム、平塚市保健センター、横浜家庭裁判所、かながわ県民センター	平塚栗原ホーム、平塚市保健センター、横浜家庭裁判所	平塚市保健センター、平塚栗原ホーム、横浜家庭裁判所	平塚栗原ホーム、平塚市役所、茅ヶ崎市社会福祉協議会、横浜家庭裁判所	平塚栗原ホーム、平塚市役所、横浜家庭裁判所(小田原支部)	
(3) 修了判定	10名中10名修了認定	13名中13名修了認定	13名中11名修了認定	6名中5名修了認定	4名全員修了認定	4名全員修了認定			
3 後見 サポーター	(1) 申込及び採用者	7名申込:7名採用(3名退職)	12名申込:10名採用(3名退職)	8名申込:8名採用(2名退職)	5名申込:5名採用	4名申込:3名採用			
	(2) 位置づけ	平塚市市民後見人養成講座(実践研修)を修了された方の申し込みに基づき、選考のうえ、平塚市社会福祉協議会の実施する法人後見事業の後見活動支援員(以下、「後見サポーター」という)として、後見活動に従事いただく。第一期を26年10月1日付、第二期を27年8月1日付、第三期を28年8月1日付、第四期を29年8月1日付、第五期を30年8月1日付で採用。第六期は令和2年10月に採用予定。							
3 後見 サポーター	支援員活動の状況	後見サポーターは、修了された方2人1組で、ケースを担当。この場合、あらかじめ、主担当と副担当を決めておく。担当ケースは、法人後見事業で受任している成年被後見人等の人数やその方々の支援内容等に応じ、個別に判断。したがって、後見サポーターとしての活動の申し込みされた方全員が、同時に、後見活動に従事し始めるのではなく、順次、活動。通常の活動は、2人組で従事。急を要する場合には、主担当が単独で対応。ただし、主担当の都合がつかない場合など、やむを得ないときは、副担当が単独で対応もありうる。後見サポーターとしての後見活動は、通常、月に1～2回の従事を想定。1回あたりの活動は、①活動前の準備・打合せ等、②後見活動(移動)、③活動後の書類作成・報告等をふくめ、おおむね3時間程度。また、担当するケースへの従事以外に、後見サポーター全員による情報交換と研修等を目的とした「全体会」を2か月に1回開催(偶数月の第一土曜日の午前)。							
		第一期:現員4名中3名が成年後見人等選任(3ケースすべて被後見人死亡により終了)。 第二期:現員7名中4名が成年後見人等選任。1名がサポーター活動中。 第三期:現員6名中2名が成年後見人等選任。 第四期:現員5名全員がサポーター活動中。 第五期:現員3名全員がサポーター活動中。 以上、五期までの現員25名中9名が選任(うち3ケース終了)、9名がサポーター活動中。							

地域共生を目指して

平塚市市民後見人養成講座(説明会)

平塚市では、成年後見を中心とした権利擁護活動をはじめ、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指した、地域共生を考え、自分にできることを始めるための講座を開きます。この講座が、市民後見人として、権利擁護のための活動をされること、さらに、多様な地域共生活動に参画されるきっかけとなることを期待しています。



- どんなことができるか知りたい。
- きっかけがほしい。
- 少し先ならできそう。

市民後見人養成講座の受講申込のためには、下記のいずれかの日程にご参加いただく必要があります。

- 日時
- 第1回 令和2年9月12日(土曜) 午前9時30分～12時45分
 - 第2回 令和2年9月15日(火曜) 午後1時30分～4時45分
 - 第3回 令和2年9月17日(木曜) 午後1時30分～4時45分

参加費無料

会場：第1回、第2回は平塚栗原ホーム3階 大会議室(立野町31-20)
第3回は平塚市役所本館3階 303会議室(浅間町9-1)

※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

対象 平塚市在住、在勤または在学中、成年後見・権利擁護活動、地域共生に関心がある15歳以上の方(R2.4.1現在)
※ 将来、市民後見活動を担っていただく場合は、別途、年齢などの基準があり、選考も予定されています。

定員 第1回 50人 第2回 50人 第3回 15人

(申込定員を超えた場合は抽選。定員を超え、抽選の結果、参加いただけない場合にのみご連絡いたします。)

第1回(9/12)	第2回(9/15) 第3回(9/17)	スケジュール	内容	講師
9:30～11:15 (105分)	13:30～15:15 (105分)	地域共生社会の実現 /地域福祉・権利擁護 の理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ ともに支えあう社会の実現について ・ 地域福祉・権利擁護の理念 ・ 市民後見の理念 	社会福祉士 田中 晃 氏 (公益社団法人 神奈川県社会福祉士会)
11:30～12:00 (30分)	15:30～16:00 (30分)	ボランティア・地域活動紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動・地域活動の紹介 	平塚市社会福祉協議会
12:00～12:45 (45分)	16:00～16:45 (45分)	平塚市の目指す市民後見人養成(権利擁護人材育成)について	第7期平塚市市民後見人養成講座の詳細をご案内します。	平塚市社会福祉協議会

主催 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会(平塚市成年後見利用支援センター(平塚市委託事業))

申込方法

電話、ファクシミリ、ハガキで、9月2日(水曜)までに、下記へお申し込みください。

お申込みに際しては、

①住所、②氏名、③年齢、④電話番号、⑤参加希望日(9/12(土曜)、9/15(火曜)又は9/17(木曜))、⑥平塚市外在住で在勤・在学によりお申し込みの方は、平塚市内の勤務先・通学先を、お伝えください。

手話通訳等、配慮が必要な場合は、下記問合せ先までご連絡ください。



手をつなぎたくなる街

申込み・
問合せ先

平塚市成年後見利用支援センター
(平塚後見センターよりそい)
〒254-0046 平塚市立野町31-20
平塚栗原ホーム3階

電話 0463-35-6175
F A X 0463-63-3377

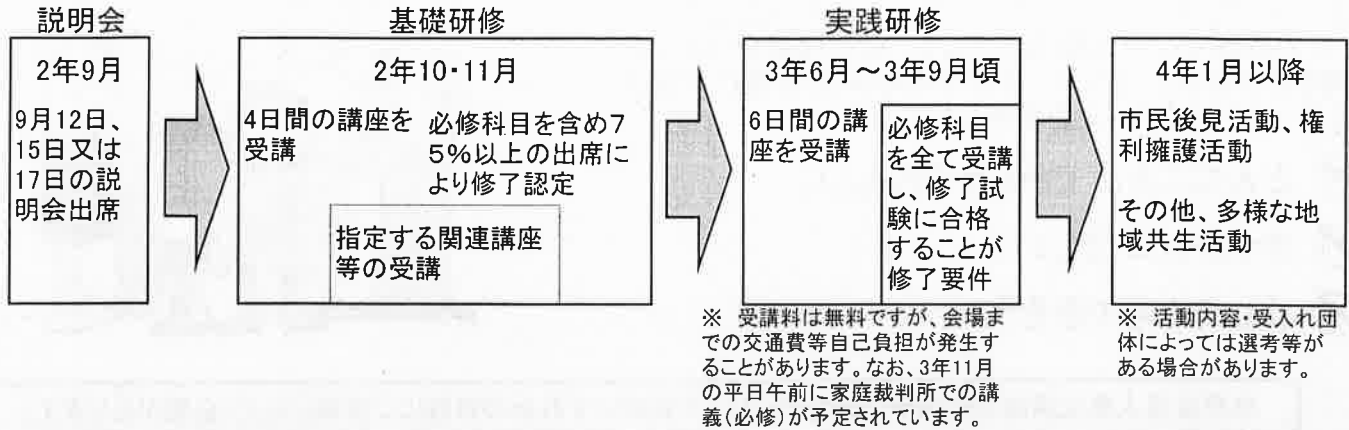
○ 平塚市市民後見人養成講座(第7期)の概要

本講座は、平塚市市民後見人養成講座として開講するものですが、同時に、市民後見活動以外の権利擁護活動や幅広く「地域共生」に関心を持ち、ボランティア活動など地域共生活動に参加いただくきっかけとなるように、選択科目の設定や聴講制度などを設けています。

将来、「市民後見人」としての活動は、今回の「講座(説明会)」を経て、「基礎研修」、「実践研修」を受講・修了ののち、選考の上、平塚市社会福祉協議会の実施する法人後見事業の支援員として後見活動に携わっていただくことを予定しています。

上記の「市民後見人」としての活動のほか、高齢者・障がい者の権利擁護活動に参画いただくことや、地域活動などの多様な「地域共生活動」に携わっていただくことを期待しています。

○ 平塚市市民後見人養成講座(第7期)の開講スケジュール(予定)



○ 基礎研修の開講日程(予定)

※以下の内容中「◎」の科目が必修科目です。

	第一日 2年10月31日(土曜) 9時～17時 会場:平塚栗原ホーム	第二日 2年11月12日(木曜) 9時～17時 会場:平塚栗原ホーム	第三日 2年11月21日(土曜) 9時～17時 会場:平塚栗原ホーム	第四日 2年11月26日(木曜) 9時～17時 会場:平塚栗原ホーム
内容	◎ ライフステージと社会保障・福祉制度(120分) ◎ 対象者の理解①(120分) ◎ 対象者の理解②(120分) ◎ 権利擁護制度論②(前半)(30分)	支援制度・施策①(120分) 関連制度①②(90分) 民法(120分) 認知症サポーター養成講座(60分)	◎ 対象者の理解③(120分) ◎ 権利擁護制度論①(180分) ◎ 権利擁護制度論②(後半)(30分) ◎ 権利擁護(市民後見)概論①(60分)	支援制度・施策②(90分) 社会資源(60分) 権利擁護(成年後見)の実務①(210分) 関連制度③(30分)

※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

----- (切り取らないでこのままファクシミリで送信ください) -----

ファクシミリ用申込書

平塚市成年後見利用支援センター(FAX:0463-63-3377)あて
平塚市権利擁護人材育成講座(市民後見人養成講座(説明会))参加申込書

ふりがな				年齢	歳
お名前					
ご住所	〒			平塚市外在住で在勤・在学によりお申し込みの方は、平塚市内の勤務先・通学先	
電話番号			FAX番号		
参加希望日 (どれかの回にチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 第1回 平塚栗原ホーム 9月12日(土曜)9:30～12:45	<input type="checkbox"/> 第2回 平塚栗原ホーム 9月15日(火曜)13:30～16:45	<input type="checkbox"/> 第3回 平塚市役所 9月17日(木曜)13:30～16:45		
備考欄	手話通訳等、配慮が必要な場合は、ご連絡ください。				

※ご記入いただいた名前・住所等の個人情報は、市民後見人養成講座の運営のためにのみ使用し、他の目的で使用したり第三者に提供したりすることはありません。

令和2年度 平塚市権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座（基礎研修）開催日程

日程 (日時・場所)	時刻 (開始)(終了)		タイトル	時間 (分)	講師	備考	必修 科目
第1日 10月31日 (土) 平塚 栗原ホーム 3階大会議室	9:00	9:15	開講式	15		開場・受付開始:8時40分	
	9:15	11:15	対象者の理解(知的障がいのあること の理解)	120	田中社会福祉士	休憩を含む。	○
	11:20	12:20	ライフステージと社会保障・福祉制度 (前半)	60	副センター長 中田社会 福祉士		○
	12:20	13:00	昼休憩	40			
	13:00	14:00	ライフステージと社会保障・福祉制度 (後半)	60	副センター長 中田社会 福祉士		○
	14:10	16:10	対象者の理解(精神障がいのあること の理解)	120	鈴木社会福祉士		○
	16:15	16:45	権利擁護制度論②(前半)日常生活 自立支援事業	30	平塚市社協職員		○
第2日 11月12日 (木) 平塚 栗原ホーム 3階大会議室	9:15	10:15	認知症サポーター養成講座	60	平塚市社協職員	開場・受付開始:9時00分 休憩を含む。	
	10:20	11:20	関連制度①(保険年金)	60	平塚市役所 保険年金課職員		
	11:25	11:55	関連制度②(生活保護)	30	平塚市役所 生活福祉課職員		
	11:55	12:40	昼休憩	45			
	12:40	14:40	民法	120	センター長大森弁護士	休憩を含む。	
	14:50	16:50	支援制度・施策①(障がい)	120	平塚市役所 障がい福祉課職員	休憩を含む。	
第3日 11月21日 (土) 平塚 栗原ホーム 3階大会議室	9:15	11:15	対象者の理解(認知症のあること の理解)	120	小野田社会福祉士	開場・受付開始:9時00分 休憩を含む。	○
	11:20	11:50	権利擁護制度論②(後半)市町村責任・ 利用支援事業	30	平塚市役所 福祉総務課職員		○
	11:50	12:30	昼休憩	40			
	12:30	15:30	権利擁護制度論①(法定後見・任意 後見)	180	センター長大森弁護士	休憩を含む。	○
	15:40	16:40	権利擁護(市民後見)概論①	60	副センター長 中田社会 福祉士		○
	16:40	16:50	オリエンテーション	10	平塚市社協職員		
第4日 11月26日 (木) 平塚 栗原ホーム 3階大会議室	9:15	10:45	支援制度・施策②(高齢・介護)	90	平塚市役所 高齢福祉課/介護保険 課職員	開場・受付開始:9時00分	
	10:50	11:20	関連制度③(税)	30	平塚市役所 市民税課職員		
	11:25	12:25	社会資源	60	平塚市社協職員		
	12:25	13:10	昼休憩	45			
	13:10	16:40	権利擁護(成年後見)の実務①	210	浅沼司法書士	休憩を含む。	
	16:40	16:50	オリエンテーション	10	平塚市社協職員		

令和2年度 平塚市権利擁護講演会、成年後見制度講座プログラム

日程・場所：第1回 令和2年10月2日（金）10：00～12：00 平塚市保健センター

第2回 令和2年12月2日（水）14：00～16：00 平塚市勤労会館

対象・定員：平塚市内福祉・医療等関係者 40名

テーマ：意思決定支援を考える～あなたの考える『本人の意思』って何？～

講師：公益社団法人日本社会福祉士会意思決定支援プロジェクト委員

西原留美子社会福祉士

内容（予定）：

第1回 『意思決定』って何だろう

項目	内容
成年後見制度利用促進における意思決定支援の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ガイドラインの概要 ・中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図） ・本人情報シート導入の意義
そもそも『意思』って何？ 私たちはどうやって『意思決定』をしているのでしょうか	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の意思決定、人生における意思決定 ・各種ガイドラインにおける『意思決定』と照らし合わせる ・ソーシャルサポートという観点から『意思決定』を捉える ・本人の視点からみた『意思決定支援』の捉え直し

第2回 いつもの支援を『意思決定支援』に変える

項目	内容
『意思決定支援』とは誰が誰に何をすることでしょうか	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ガイドラインにおける『意思決定支援』 ・日本社会福祉士会「意思決定支援のためのツール」の基本的な考え方
いつものケア会議を『意思決定支援』に配慮した会議に変える	<ul style="list-style-type: none"> ・あるケア会議の場面 ・どうしたら『意思決定支援』になるのか
『意思決定支援』におけるジレンマにどう向き合うか	<ul style="list-style-type: none"> ・『意思決定支援』で必ず直面する課題と支援者としての基本的態度、姿勢

令和 2 年度

「親族後見予習セミナー」のご案内

将来、ご親族の成年後見制度の利用を考えていらっしゃる方のためのセミナーを開きます。高齢になって金銭管理に不安がある方や、知的障がい・精神障がいのあるご家族の将来の生活のために、成年後見制度の準備をしようと考えていらっしゃる方のセミナーです。

後見人の仕事や申立ての手続きについて学んでみませんか？

開催日程

	日 時	会 場	内 容	講 師
1 回目	10月30日(金) 10時20分～ 12時20分	平塚市福祉会館 2階 第2会議室	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の概要 成年後見制度の申し立て・手続きの方法 	平塚市成年後見利用支援センター
2 回目	11月20日(金) 10時20分～ 12時20分	平塚市追分 1-43	<ul style="list-style-type: none"> 必要書類の集め方や記入の仕方 後見人の具体的な仕事内容 	副センター長 社会福祉士 中田 栄二

※両日とも同じ内容です。1回目はご高齢の方、2回目は知的障がい・精神障がいがある方が制度を利用するケースを想定した内容が含まれます。(任意後見制度の説明はありません)。

◆対 象 平塚市在住・在勤・在学の方、または、平塚市在住の方のご親族

◆定 員 24名 申込み先着順 受付開始:9月18日(金)より 参加費無料

※定員の都合でご参加いただけない方には、事務局よりご連絡させていただきます。連絡がない場合は、当日、直接会場にお越しください。

◆申込方法 電話、電子メール、裏面の申込用紙(FAX用)でお申し込みください。

<申込み・問い合わせ先>

平塚市成年後見利用支援センター(平塚後見センターよりそい)

電 話:0463-35-6175

FAX:0463-63-3377

電子メール: seinenkouken@hiratsukasyakyo.net

令和2年度 「親族後見予習セミナー」

申込用紙

申込先：平塚後見センターよりそい

<受付開始 9月18日(金)より>

FAX 0463-63-3377

参加希望日に○をつけて下さい	10/30 (金) / 11/20 (金)
お名前	
ご住所	
電話番号	
どなたの後見制度利用を検討されていますか (該当箇所にも○をつけて下さい)	親 / 子 / その他 ()
平塚市に… (該当箇所にも○をつけて下さい)	在住 / 在勤 / 在学 / 平塚市在住の方の親族(市内在住を除く)
このセミナーを知ったのは…	チラシ/広報ひらつか/その他()

※成年後見人等は、ご本人の状況等に応じて家庭裁判所が選任します。親族が選任されるとは限りません。
また、この予習セミナーの受講が、将来、成年後見人等に選任されることをお約束するものではありません。

会場までのアクセス

平塚市福祉会館

住所：平塚市追分1-43
2階 第2会議室

◎JR 平塚駅から徒歩約 15分

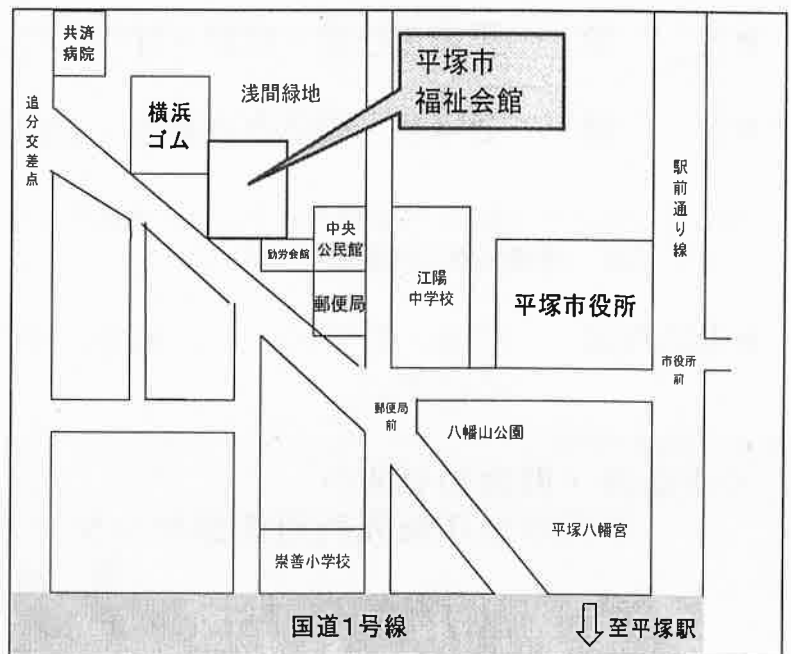
◎バス (神奈川中央交通)

平塚駅北口

2番・7番・10番乗り場より乗車

「横浜ゴム前」バス停下車徒歩2分

※健康と環境保護の為、なるべく
公共交通機関のご利用をお勧めいたします



成年後見制度利用促進の平塚市の取り組み

1 平塚市市長申立について

平塚市市長審判請求実施要綱に基づき、申し立てを行う者がいない方に対し、平塚市長が申し立てを行っている。

平塚市における成年後見制度市長審判請求の流れ

- (1) 養成者が「成年後見制度における市長審判請求要請書」に記入
- (2) 要請者が平塚市成年後見利用支援センターに相談
- (3) 平塚市担当課に要請書を提出（担当課は、概ね2か月以内を目途に親族調査や意向確認を行う）
- (4) 成年後見調整会議において、総合的に考察し、市長審判請求の可否を決定
- (5) 担当課において市長申立て事務を行う
- (6) 後見等開始審判決定後、成年後見人等へ事案引継ぎを行う

<申し立て件数の経過>

区 分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	計
2015 年度	15	0	1	16
2016 年度	14	3	0	17
2017 年度	19	1	2	22
2018 年度	13	0	1	14
2019 年度	19	1	6	26

2 後見等開始の審判と選任された後見人等について（令和元年の年計）

（1）これまでに貴市町村長が申立てし、令和元年（平成31年1月1日～令和元年12月31日）に家庭裁判所から後見等開始の審判が確定した件数。

（件）

	後見等開始の審判が確定した件数①	①のうち、 <u>単独</u> の後見人等が選任された件数						
		親族	第三者					法人後見
			専門職					
			弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	その他	
認知症高齢者	7	0	2	2	2	0	0	1
知的障害者	1	0	0	0	0	0	0	1
精神障害者	5	0	4	0	1	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	13	0	6	2	3	0	0	2

3 報酬助成について

平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、助成を受けなければ報酬の支払いが困難であると認められる場合に助成を行っている。

平塚市における利用支援事業実施の流れ

- （1）助成対象者が担当課に申請をする
- （2）成年後見調整会議において、総合的に考察し、助成の可否及び額を決定
- （3）担当課において決定内容に応じた事務を行う

<平塚市 後見報酬助成実績>年度統計

（単位：件）

年 度	65歳以上	65歳未満	計
2015年度	4	1	5
2016年度	6	2	8
2017年度	18	1	19
2018年度	22	2	24
2019年度	21	2	23

平塚市成年後見制度市長審判請求実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者の福祉の増進を図るため、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき市長が行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求（以下「市長審判請求」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審判請求対象者)

第2条 市長審判請求の対象者（以下「審判請求対象者」という。）は、原則として、本市に住所を有する者（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者）のうち、判断能力が不十分で、身寄りが無い等の場合であって、当事者による審判の請求が期待できないと市長が認める者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている場合 実施機関が本市となる者
- (2) 措置入所者である場合（前号に掲げる場合を除く。） 本市が入所措置を行った者
- (3) 介護保険制度による被保険者である場合（第1号に掲げる場合を除く。） 保険者が本市となる者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく援護を受けている場合（第1号に掲げる場合を除く。） 実施主体が本市となる者

2 前項各号に掲げるもののほか、審判請求対象者と市長が認める基準については、生活保護法に基づく保護の実施責任の例によるものとする。

(市長審判請求の要請)

第3条 次に掲げる者は、審判請求対象者がいると判断したときは、市長に対し市長審判請求を行うよう要請することができるものとする。

- (1) 審判請求対象者の日常生活の援護者（親族以外の者に限る。）
- (2) 児童委員及び民生委員
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉事業に係る施設等の長又

は福祉事務所の長

- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護保険施設その他これに類する施設の長
- (5) 地域保健法（昭和22年法律第101号）に定める保健所の長
- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院又は診療所の長

2 前項の規定により市長審判請求の要請をしようとする者は、成年後見制度における市長審判請求要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 前項の場合において、第1項各号に掲げる者（本市の社会福祉法に定める福祉事務所の長を除く。）は、当該審判請求対象者に係る市長審判請求の可否その他市長審判請求の手續について、平塚市成年後見利用支援センター（平塚市成年後見利用支援センター設置規則（平成26年規則第40号）の規定により設置する平塚市成年後見利用支援センターをいう。）に相談の上、要請書を提出するものとする。

（市長審判請求の担当課）

第4条 前条に規定する要請書の提出があった場合には、原則として、次の各号に掲げる審判の請求の区分に応じ、当該各号に掲げる課（以下「担当課」という。）が、成年後見調整会議に意見を聴く手続を行うこととする。

- (1) 老人福祉法第32条の規定による審判の請求 高齢福祉課
- (2) 知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定による審判の請求 障がい福祉課

（市長審判請求の決定等）

第5条 市長は、第3条に規定する要請を受けたときは、成年後見調整会議において、次に掲げる事項を確認し、及び総合的に考察し、市長審判請求の可否を決定するものとする。

- (1) 審判請求対象者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による審判請求対象者に対する支援策の効果
- (3) 審判請求対象者の親族の存否、当該親族による審判請求対象者保護の可能性及び当該親族が審判の請求を行う意思の有無
- (4) 審判請求対象者の生活、資産及び収入状況
- (5) 望ましい後見候補者及び当該候補者を選んだ理由

2 市長は、市長審判請求の決定の結果を、成年後見制度における市長審判請求要請に関する決定通知書（第2号様式）により当該要請人に通知するものとする。

3 成年後見調整会議において、必要と認めるときは、第1項各号に掲げる事項及び市長審判請求の可否のほか、次の各号に掲げる事項を検討する。

(1) 財産管理、契約を伴うサービスの必要性等、審判請求対象者の福祉を図るために必要な支援策

(2) 審判請求対象者の置かれている状況等から緊急に対応が必要な場合は、関係法令に基づき入所等の措置

(費用負担)

第6条 市長は、市長審判請求について、家事事件手続法（平成23年法律第52号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により、審判の請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を負担するものとする。

(審判請求費用の求償)

第7条 市長は、原則として、前条の規定に基づき負担した審判請求費用について当該審判請求費用の求償権を得るため、法第29条第1項の規定により、審判請求対象者に当該審判請求費用を負担させる旨の申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

(利息)

第8条 前条の規定に基づき審判請求対象者が負担する審判請求費用に対する利息は、無利息とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市長審判請求に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 平塚市成年後見制度運営事業実施要綱（平成18年10月1日施行。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりされている審判の請求及び審判の請求に係る申立ての要請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者の福祉の増進を図るため、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、平塚市が行う後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）の報酬の助成について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 後見人等の報酬の助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、原則として、後見人等であつて、その被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「被後見人等」という。）が本市に住所を有する者（被後見人等が次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者）のうち、後見人等の報酬について助成を受けなければ支払が困難であると市長が認める者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている場合 実施機関が本市となる者
- (2) 措置入所者である場合（前号に掲げる場合を除く。） 本市が入所措置を行った者
- (3) 介護保険制度による被保険者である場合（第1号に掲げる場合を除く。） 保険者が本市となる者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく援護を受けている場合（第1号に掲げる場合を除く。） 実施主体が本市となる者

2 前項各号に掲げるもののほか、助成対象者と市長が認める基準については、生活保護法に基づく保護の実施責任の例によるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としない。

- (1) 親族による後見人等
- (2) 被後見人等が死亡した時に後見人等であつた者

4 前項第2号の規定にかかわらず、当該後見人等が、その後見等の事務に係る報酬を受けず、当該報酬を当該被後見人等の相続財産から受けることが困難である場合その他市長が特に必要があると認める場合は、助成対象者とする事ができるものとする。

(助成額)

第3条 前条に規定する助成（以下「報酬助成」という。）の額は、家庭裁判所が決定した報酬の額の全部又は一部とする。この場合において、報酬助成の額は、被後見人等1人につき、報酬助成に係る被後見人等が施設等に入所している場合にあっては月額18,000円を、在宅の場合にあっては月額28,000円を上限とする。

（報酬助成の申請）

第4条 助成対象者は、報酬助成を受けようとするときは、市長に対してその旨を申請するものとする。

（報酬助成の決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、成年後見調整会議において、被後見人等の生活、資産及び収入状況について確認し、報酬助成の可否を決定するものとする。

（資格の消滅）

第6条 報酬助成を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、報酬助成を受ける資格は、消滅するものとする。

- （1） 助成対象者でなくなったとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により報酬助成を受けたとき。

（返還）

第7条 前条第2号の規定により報酬助成を受ける資格が消滅したときは、当該報酬助成を受けた者は、既に支給された報酬助成の額の全部又は一部について返還する義務を負うものとする。

（譲渡及び担保の禁止）

第8条 報酬助成を受けている者は、当該報酬助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、報酬助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成16年4月1日施行。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりされている報酬助成及び報酬助成に係る申

請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成28年11月18日）から施行し、平成28年10月1日から適用する。

2020. 9. 14

中核機関の設置検討について

1 時期及び設置形態、運営体制

(1) 時期

令和3年度中（具体的には、下半期のできるだけ早期（10月1日）を目指す）

(2) 設置形態

一部受託、一部行政直営

(3) 運営体制

平塚市成年後見制度利用促進協議会において調査審議

2 具体的機能

(1) 広報機能（委託）

- ① 多様な場面での出張講座開催や啓発活動
- ② 広域・県域での連携した実施についても検討

(2) 相談機能（委託）

- ① 窓口相談の充実、出張相談等地域での相談機会の拡充
- ② 中核機関の設置根拠や職員の位置づけを対外的に説明可能な仕組みの整備が必要（守秘義務、中核機関職員としての証明書の発行等）

(3) 利用促進機能

- ① 成年後見制度の申立てに関する研修等の開催（委託）
- ② 市長申立て事務（一部委託を検討）
- ③ 関係機関との連絡調整による受任調整機能の検討（今後委託も検討）

(4) 後見人支援機能（委託）

- ① チーム支援
- ② 親族後見に向け研修開催等による後見人等への支援の拡充

(5) その他

権利擁護の観点からは、「任意後見」や私的契約としての「財産管理契約」に関する問題についても検討が必要

3 設置に向けた課題整理・準備

(1) 規程等ルールについて

- ① 中核機関の設置根拠として「規則」または「条例」制定が求められる。
→ 職員等の守秘義務について規定する。
- ② 「相談機能」や「後見人支援機能」については、あらかじめ、相談者や親族後見人に対し、何をどこまで支援・関わりをもち、関わりをもたないのかといったルールについて明確にする必要がある。

(2) 従事する人材の養成・確保について

- ① 中核機関の機能を担う人材に求められる知識・経験等を整理し、サービスを提供する上での質を確保するため、資格要件として、「成年後見・権利擁護に関する実務経験が〇年以上の者」、「社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者」等の一定の割合以上の配置を規定する。

(3) 予算等必要経費について

- ① 財源の確保について、市財政部門との調整を行っていく必要がある。

(4) 機能の広域実施や広域連携について

- ① 広報機能については、市町村（中核機関）単位とすることには合理性が乏しく、広域・県域での実施が効率的でもあり、望ましい。
- ② 機能別の広域連携
市町村・圏域を越えた連絡調整については、神奈川県域での実施、受任調整機能や市民後見人養成については湘南西圏域での実施の検討が必要。

中核機関による切れ目のない成年後見制度利用支援（素案）

平塚市成年後見利用支援センター

		広報	相談	制度利用支援		後見活動支援
				申立支援	受任調整 <small>（中核機関の機能としては、将来の職掌を指す）</small>	
家庭裁判所				申立書受理・審査		後見監督
本人		将来に備えた制度説明（パンフレット等） 将来に備えた制度説明（講演会）	本人からの一般相談 本人からの専門相談 本人からの任意後見相談	本人申立ての支援 申立者がいない場合の市長申立ての支援 適時の任意後見監督人選任申立の支援		「本人意思の尊重、希望の実現」に向けた支援 ＜意思決定支援＞
親族・家族		将来に備えた制度説明（パンフレット等） 将来に備えた制度説明（講演会） R2年度試行 親族後見予習セミナー	親族からの一般相談 親族からの専門相談 R2年度試行 親族からの任意後見相談	親族申立ての支援 R3年度試行予定 親族申立て支援 親族申立てが困難な場合の市長申立ての支援	親族後見人候補者の受任支援 第三者後見人の候補者選定	R2年度試行 受任時の諸手続き 初回報告支援 定期報告支援 各種許可申立支援 終了報告支援 親族後見人講習会・交 チーム支援 親族と第三者後見人の関係調整 遺産分割・支援預金等利用、課題解決後の親族へのバトンタッチ支援
地域連携ネットワーク	福祉・医療・金融等関係機関	制度理解のための講座開催	関係者からの一般相談 関係者からの専門相談 関係者からの任意後見相談	「本人情報シート」作成のサポート 関係機関による申立支援の間接的な支援		役割分担 チーム支援 日常的な情報交換・共有 後見人の役割・機能・権限への理解・協力の促進
	専門職	講演会等の講師依頼	専門相談の分担依頼	申立代理・書類作成の弁護士・司法書士の紹介	専門職後見人が適切な場合の候補者紹介	役割分担、チーム支援 日常的な情報交換・共有 専門的な助言
	行政			市長申立事務のサポート（一部受託）		役割分担、チーム支援 日常的な情報交換・共有
課題／備考		「親族後見予習セミナー」の位置づけの明確化（親族が後見人に選任されることを約束するものではないことなど）	相談に際してのルールの明確化（文書化） 法的根拠（法律によることが望まれるが、規則または条例制定も考慮すべき）	申立支援に際してのルールの明確化（文書化） 戸籍・住民票・ないこと証明の取得のルールの整理 中核機関において機能を担う人材の確保	中核機関が受任調整を行うにあたって、公正性・中立性を担保したルールの確立 法的根拠（法律によることが望まれるが、規則または条例制定も考慮すべき） 中核機関において機能を担う人材の確保	後見活動支援に際してのルールの明確化（文書化） 後見人に不適正行為があった場合の対処のルール 中核機関において機能を担う人材の確保

成年後見制度利用促進基本計画について

- <経緯>
- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
 - H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
 - H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
 - H29. 1~2 パブリックコメントの実施
 - H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

- <計画のポイント> ※計画対象期間:概ね5年を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。
- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
 - ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
 - (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
 - ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
 - ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
 - (2) 計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度~33年度)。
 - (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

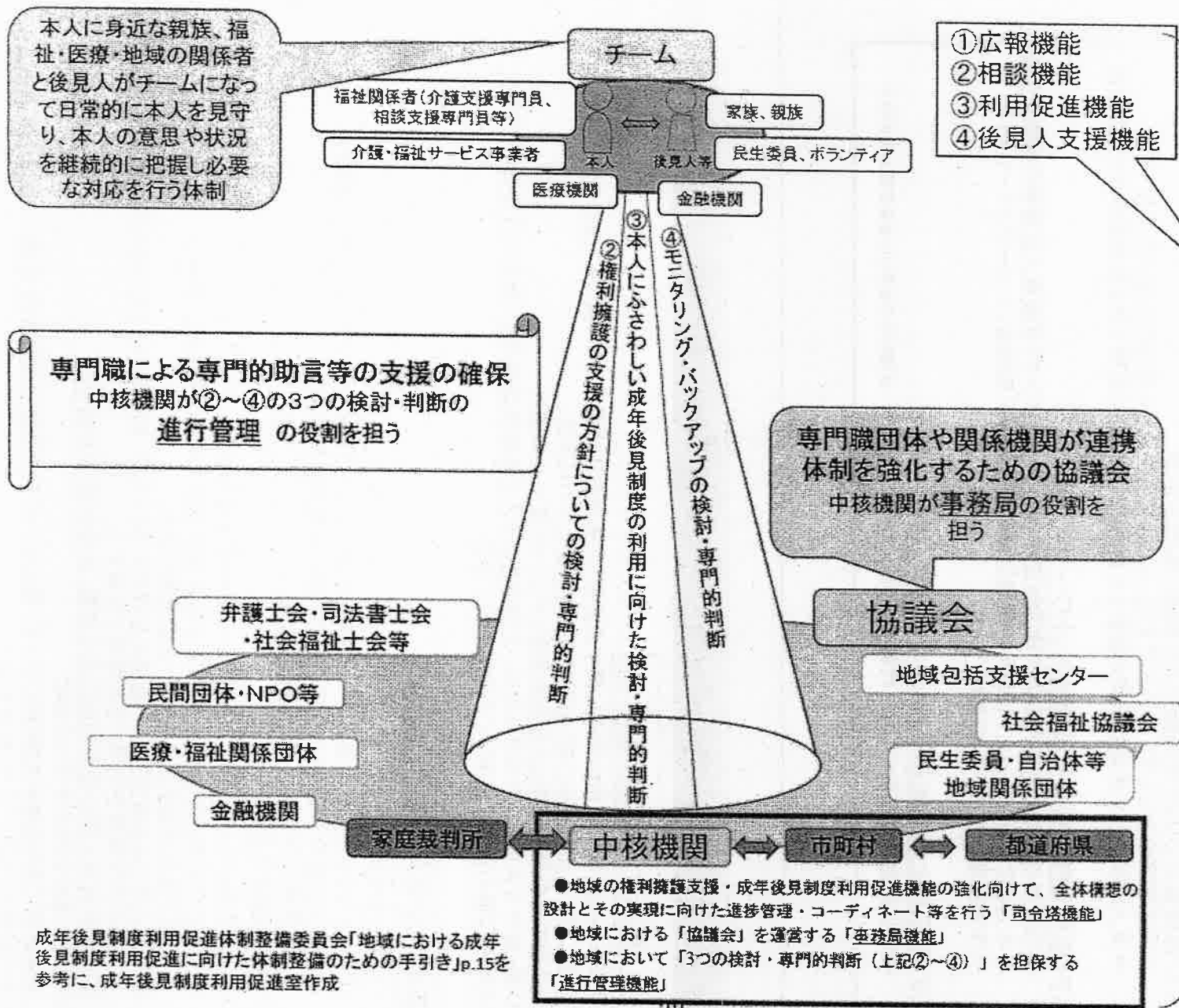
基本的な考え方及び目標等

- (1) 今後の施策の基本的な考え方
 - ①ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
 - ②自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
 - ③財産管理のみならず、身上保護も重視。
- (2) 今後の施策の目標
 - ①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
 - ②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
 - ③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
 - ④成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。
- (3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

<成年後見制度利用促進における中核機関の整備と市町村計画策定の推進・欠格条項の見直し法について

参考資料より抜粋(厚生省社会援護局地域福祉課成年後見利用制度推進室)



成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み
※中核機関が全体構想の設計・実現の司令塔の役割を担う

成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.15を参考に、成年後見制度利用促進室作成

<成年後見制度利用促進における中核機関の整備と市町村計画策定の推進・欠格条項見直し法について 参考資料より抜粋(厚労省社会援護局地域福祉課成年後見利用制度促進室)>

○平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第8期])について

資料5

1 高齢者福祉計画（介護保険事業計画）

高齢者福祉計画は老人福祉法第20条の8に、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画として市町村が策定するよう定められています。

介護保険事業計画（※）は介護保険法第117条に、3年を1期として、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として市町村が策定するよう定められています。

（※介護保険制度が創設された平成12年から14年までを第1期として、現在は第7期）

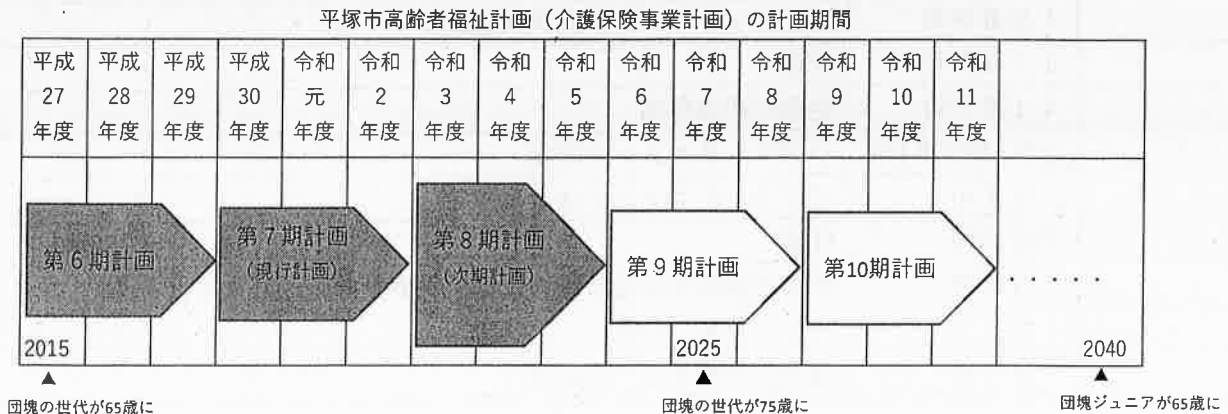
また、2つの計画は、内容において密接な関連性を持つものであることから、これを一体のものとして策定するよう、老人福祉法及び介護保険法双方に規定されています。

2 計画策定方針

【地域包括ケア計画】

◎ 国においては、第6期の介護保険事業計画以降の計画を「地域包括ケア計画」として位置づけ、2025年（令和7年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

このことを踏まえ、本市の第6期及び第7期（現行計画）においても、2025年（令和7年）の高齢者を取り巻く状況も視野に入れ計画を策定しています。このため、計画の理念、目標及び施策等の柱立ては、2025年（令和7年）までの計画策定において基本的に継続することとします。



【人生100年時代】

◎ 次期計画（第8期）では、団塊ジュニアが高齢者となる2040年（令和22年）を見据え、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に勘案し策定することが求められています。このため、国の動向を踏まえつつ、自立支援・重度化防止等に関する取組をはじめ現行計画における具体的な施策や事業の成果を検証し、次期計画において事業の改善・効率化を図るとともに、平塚市総合計画改訂基本計画等の関連計画と整合性を保ちつつ、人生100年時代における暮らしやすいまちの実現に向けて取り組むこととします。

【共生】

◎ 地域に生きる一人ひとりが尊重され、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることをさらに明確に示すため、計画の基本理念に「共生」という文言を新たに加えることとします。

基本理念「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」

【市民ニーズ】

- ◎ 令和元年度に実施した高齢者実態調査では、新たに国が推奨する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」に取り組んだほか、「一般高齢者調査」、「要介護認定者調査」、「特別養護老人ホーム入所希望者調査」及び「居宅介護支援事業所調査」を実施しており、これらの調査から浮き彫りにされた平塚市の高齢者の状態やニーズを分析し、必要とされる新たな取り組みなどを次期計画に反映することとします。

3 施策検討・実行部会

- (1) **新総合事業／介護予防部会**（部会長：地域包括ケア推進課介護予防担当）
【検討課題】 健康増進と介護予防に関する取組 等
- (2) **認知症／医療介護連携部会**（部会長：地域包括ケア推進課医療・介護連携推進担当）
【検討課題】 認知症支援策の推進、医療・介護の連携体制の構築に向けた取組 等
- (3) **生活支援部会**（部会長：高齢福祉課高齢福祉担当）
【検討課題】 高齢者生活支援体制の構築、介護サービス基盤の整備 等
- (4) **介護人材部会**（部会長：介護保険課給付担当）
【検討課題】 介護人材の確保、介護現場革新 等

4 今後のスケジュール

	6月～8月末	実行部会での分野別の検討（4回以上開催）、附属機関からの意見聴取
	8月下旬	実行部会最終報告
	10月中旬	パブリックコメント前素案確定
	11月中旬	庁議
	11月下旬	定例行政報告会
	12月上旬～1月上旬	パブリックコメント実施
	2月下旬	パブリックコメント後素案確定
	3月中旬	庁議
	3月下旬	平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第8期〕）及びパブリックコメント意見 公表
	4月中旬	議会及び理事者への配布

以上